

中小法人の軽減税率の適用の改正について

Q

セミナーでのご質問

私は会社の経理担当者です。

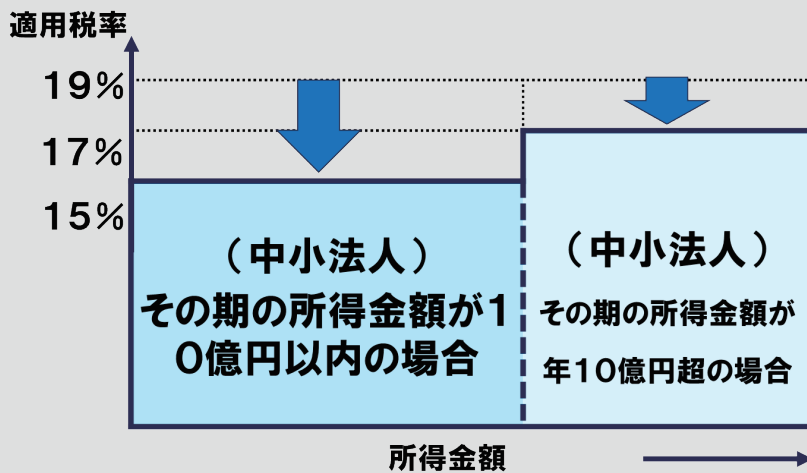
現在、中小企業の法人税率の軽減措置が15%となっておりますが、令和7年度税制改正においてはどのようになるのでしょうか？

A

キド先生からの回答

自由民主党・公明党の「令和7年度税制改正大綱」（令和6年12月20日公表）をもとに、令和7年度税制改正での「中小企業の軽減税率」の改正の骨子をご紹介します。中小法人の所得年800万円までの軽減税率については、次のように改正される予定です。

●中小法人の年800万円までの所得に適用される税率



(出典:日本商工会議所「令和7年度税制改正について(速報)」を著者改編)

キド先生からのコメント

今回の改正では、所得金額が10億円超の場合は、軽減税率が17%に縮減される予定です。また従来通り、前3年の平均所得金額が15億円超の場合には、特例措置の適用はありませんので注意してください。

